

「新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」について（一部改定）

学校法人 信学会
社会福祉法人 信州福祉会

信学会グループは、このたび新型コロナウイルス変異株等による感染拡大状況を踏まえ、令和3年8月25日付改定の「新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」を、9月10日付で一部改定しました。

なお、本ガイドラインは、当面の指針であり、今後の感染状況により変更となる場合があります。つきましては、引き続き基本的な感染症対策を行うとともに、自身の体調管理にも留意をお願いします。

記

I 感染者等の発生状況に応じた対応について

1. 感染対策について

- (1) 学校・施設環境の違いを踏まえ、基本的な感染対策（3つの密（密集、密接、密閉）を避ける、人との間隔が十分とれない場合のマスクの着用、手洗いなどの手指衛生など）を引き続き行う。
- (2) 寒暖のある環境下においても、室内温度に留意しつつ、引き続きこまめな換気を行う。なお、施設状況に応じて、以下の方法等工夫して換気に努める。
 - (例) ・対角の窓・小窓をそれぞれ開ける幅を10～20cm程度を目安に常時換気
 - ・開放できる窓・ドアを常時開放することによる常時換気
 - ・30分に1回以上数分間、少なくとも休み時間ごとに窓全開による換気 など
- (3) 発熱等風邪の諸症状がある場合には、自宅休養を行っていただくよう、お願いさせていただきます。

なお、感染者の発生状況や学校・施設の違いを踏まえ、次項以降のように対応することとします。

※「生徒」＝「園児，児童，生徒」と適宜読み替えてください。

2. 生徒・教職員の感染が判明した場合、濃厚接触者に特定された場合 (同居の家族が感染した場合を含む)

- (1) 幼稚園・保育園・認定こども園の場合
～園児・教室生・職員に陽性者が判明した場合～

【幼稚園の場合】

- ① 濃厚接触者（園児・教室生・職員）なしの場合（保健所判断による）
 - ・感染対策を強化したうえで、通常運営とする。

② 濃厚接触者（園児・教室生・職員）ありの場合（保健所判断による）

（ア）PCR検査の結果を待つ期間

PCR検査の結果が出るまで「休園」措置（専科教室含む。また、休園期間中は預かり保育も実施しない）とする。

ただし、明らかに濃厚接触者がいない場合は、「休園」措置はしない。

（イ）PCR検査の結果判明後の対応

（a）PCR検査の結果、陽性者なしの場合

・感染対策を強化したうえで、通常運営とする。

（b）PCR検査の結果、陽性者ありの場合

・陽性者が、クラス人数の1割（小数点以下四捨五入）に達した場合は、該当クラスは5日間の「学級閉鎖」とし、陽性者・濃厚接触者は、2週間を目安に保健所等から許可があるまでの間「登園停止」とする。

・陽性者が全園児の1割（小数点以下四捨五入）に達した場合は、5日間は「休園」措置（専科教室含む。また、休園期間中は預かり保育も実施しない）とし、陽性者・濃厚接触者は、2週間を目安に保健所等から許可があるまでの間「登園停止」とする。

※なお、5日間には、土曜・日曜・祝日を含む。

【保育園・認定こども園の場合】

- ① 各市の基準・指示を優先しつつ対応する。従って、原則、市より要請があった場合に、「休園」「学年閉鎖」「学級閉鎖」を検討する。

※要請がない場合は、原則「休園」「学年閉鎖」「学級閉鎖」は行わない。

【全園共通】

～園児・教室生・職員の家族で陽性者が判明した場合～

園児・教室生・職員が濃厚接触者となった場合は、2週間を目安に保健所等から許可があるまで登園停止（ご家族の陽性判明からPCR検査までの期間も登園停止）とする。

（2）PASS・ゼミナール・グリーンクラスおよびコードアカデミー高校・予備学校の場合

- ① 当該生徒および教職員は、登校・通塾・出勤「停止」とする。

なお、陽性者および濃厚接触者の各「停止」期間は、2週間を目安に保健所等から許可があるまでの間とする。

- ② 教室・学校は、保健所等行政の衛生主管部局から指示・指導のある必要な範囲において、クラス・学年・学校または校舎全体等の休校・休室等を検討し判断する。

なお、対象範囲以外の教育活動は継続する。

- ③ 各教室・校舎において実施する、季節講習会・各種模擬試験においても、上記①②と同様に対応する。

- ④ 通常授業以外の事業の実施および対応については、事業内容を踏まえ個別に判断する。

3. 近隣の学校・施設で感染者が発生した場合

- （1）行政等から特段指示ある場合を除き、特別な対応は行わない。

なお、園・学校等はすべて通常通り開園・開校する。

4. 生徒の通う学校・施設において、当該児以外の生徒等に感染者が発生した場合

- (1) 当該校の状況に応じて、生徒の通塾・通室「停止」を判断する。なお、停止期間は、当該校の指示する期間とする。教室等は、通常通り、開室・開校する。

II 複数の校舎・教室等が、同一の建物で開校（同居）している施設の場合について

- (1) いずれかの教室・校舎等で前述の状況が発生した場合は、その当該教室等と同様に対応する。

III 登園・登校・通塾・出勤の「停止」期間および「休園・休校」期間について

- (1) 当該期間は、いずれも医療機関受診により感染していることが確定した日を基準に、保健所等行政の衛生主管部局の判断を受け定めた期間、または、前述の期間とする。
- (2) 休園・休校期間中は、施設内の消毒および衛生管理を行う。

IV その他

- (1) 感染者や濃厚接触者となった関係者が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象とならないように、十分な配慮・注意をもって対応する。
- (2) 歓送迎会・慰労会含め各部署での飲食をともなう会合の開催は、現在の状況下においては法人として推奨しない。

以上